

学校体育施設夜間利用上の 注 意 事 項

1. 使用料は原則**前払い**とすること。(納付書にて金融機関で支払)
2. 施設管理指導員の指示に従うこと。また、利用許可以外の場所には立ち入らないこと。
3. 学校教育に支障のないように常に心がけ、利用後はゴミ類（特にタバコの吸殻・弁当殻・空き缶等）を必ず持ち帰ること。※学校施設は禁煙・禁酒です。
4. 『利用許可書』を施設管理指導員に提示すること。(月初めだけ)
5. 事故・破損等の予防に努めること。事故・破損等が起きたときには、「管理人」及び「生涯学習スポーツ振興課」まで速やかに連絡するとともに、その損害を賠償すること。
6. 施設の利用時間を厳守すること。(使用時間は、**準備・後片付けを含みます**)
※午後 8 時～午後 10 時
7. 施設の利用が終了したとき、又は中止されたときは直ちに現状に回復すること。
(グラウンド整備、後片付けなど)
8. 許可を受けた目的以外は利用しないこと。
9. 使用权を譲渡転貸しないこと。
10. 雨等でグラウンドコンディション不良の場合は利用しないこと。
11. 市・教育委員会・体育協会が主催する大会等がある場合には、それを優先する。
12. **利用申請は、前月の 20 日までに**行うこと。
13. 利用申請後の利用日程変更や、キャンセル等は事前 (**2 日前まで**) に生涯学習スポーツ振興課に連絡するものとし、**当日キャンセルは認めない(翌月への繰越不可とする)**。
※ただし、台風等の場合や運動場の雨天の場合は除く
14. 進入禁止・正規の駐車スペースを厳守すること。
※路駐、駐車場ではない場所の駐車は厳禁。

☆ 上記事項を厳守すること。上記を守らない団体、マナーの悪い団体は利用の許可が取り消されることもあります。

【学校夜間体育施設の使用についてのお問合せ先】

うるま市教育委員会生涯学習スポーツ振興課 TEL 989-3110 AM8:30～PM5:15 まで